

# 「働き方改革」に係る最近の取り組み

平成30年11月

宮城労働局雇用環境・均等室

# 「働き方改革」の推進に係る宮城労働局の 最近の取り組み(1)

- 第5回宮城働き方改革推進等政労使協議会の開催（平成29年12月21日）  
政労使協議会を開催し、今後の働き方改革の取組について合意（プレス発表）
- 宮城働き方改革推進支援センターの開設（平成30年4月2日 本格運営開始5月7日）  
中小事業者を支援するため、宮城県社会保険労務士会を事業受託先として相談窓口の開設、セミナー等開催・講師派遣、コンサルタント業務を開始。
- 県内5か所の労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置（平成30年4月1日）  
労働時間改善指導・援助チームを編成し、労働時間相談・支援コーナーを設置して、中小事業主への相談支援を開始。
- 仙台公共職業安定所に人材総合支援コーナーを設置（平成30年4月1日）  
人手不足に対応するため、県内12か所の公共職業安定所で相談に応じるとともに、仙台公共職業安定所に専門窓口として「人材総合支援コーナー」を設置し、相談支援を開始。
- 「働き方改革関連法」可決成立・公布  
平成30年6月29日参議院において「働き方改革関連法」が可決成立。7月6日公布（平成30年法律第71号）
- 「働き方改革関連法」の周知について要請（平成30年7月～8月）  
働き方改革関連法の周知について、宮城県内経済団体（宮城県経営者協会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会）及び日本労働組合総連合会宮城県連合会へ要請。  
地方公共団体、宮城労働基準協会等関係機関への周知協力依頼。
- 地域金融機関と宮城労働局において包括連携協定を締結（平成30年7月31日）  
宮城県内の5つの地域金融機関と宮城労働局との間で、包括連携協定を締結。セミナーの開催等で連携を確認。

# 「働き方改革」の推進に係る宮城労働局の 最近の取り組み(2)

- 宮城県地域両立支援推進チーム第2回会議（平成30年9月4日）  
治療と仕事の両立支援および長期療養者の就職支援に携わる宮城県内の関係者が参集し、取組状況を情報共有するとともに今後の進め方等について意見交換を行う。
- 第6回宮城働き方改革推進等政労使協議会の開催（平成30年9月21日）  
設置要綱に関して、働き方改革関連法に即した政労使会議の位置づけを明記するとともに、オブザーバー（関係機関）の参加を認めるものに改正。オブザーバー（関係機関）も含め、働き方改革の推進に協力して取り組むことを確認。
- 魅力ある職場づくりモデル企業表彰式を開催（平成30年9月21日）  
働き方改革を進め、魅力ある職場づくりに取り組む企業を宮城県知事及び宮城労働局長が連名で表彰する制度に基づき表彰（受賞企業：株式会社ユーメディア）。
- 地域金融機関と労働局の包括連携協定に基づくセミナーを開始（平成30年10月17日）  
包括連携協定に基づく初のセミナー（仙台銀行及び宮城労働局との共催）を開催。
- 大規模セミナーの開催  
「みやぎ働き方改革推進セミナー」を開催(平成30年10月22日：仙台市)[参加者数：450人]  
講師：東京大学社会科学研究所教授水町勇一郎氏、事例報告（2社）ほか。

# 宮城働き方改革推進等政労使協議会を開催

## ○ 第5回（平成29年12月21日）

政労使協議会を開催し、今後の働き方改革の取組について合意。

## ○ 第6回（平成30年9月21日）

設置要綱に関して、働き方改革関連法に即した政労使会議の位置づけを明記するとともに、オブザーバー参加を認めるものに改正。

オブザーバー(関係機関)も含め、働き方改革の推進に協力して取り組むことを確認。

## (オブザーバー)

宮城働き方改革推進支援センター・宮城県よろず支援拠点・宮城県産業保健総合支援センター・宮城県社会保険労務士会・東北税理士会宮城県支部連合会



## 政労使合意(平成29年12月21日)

宮城「働き方改革」に向けて

～ もう一步！取組を前進させていくために～

平成29年12月21日、働き方改革の取組をさらにもう一步前進させるべく、宮城働き方改革推進等政労使協議会に参画する各機関は、次の事項について合意しました。

### 【合意内容】

#### 現状と課題

- 本協議会はこれまで、平成28年8月に、「働き方の見直しで働く人も家庭も地域も企業も元気になる」という基本方針について共同宣言を行うなど、宮城県内における「働き方改革」の気運の醸成を図るための各種の取組を推進してきた。
- 宮城県における年間総労働時間は1,788時間(※1)と全国平均に比べ長く、また、年次有給休暇の取得率は45.2%(※2)となっており、2020年までの目標である70%とは開きがあるなど、多くの課題が残されている状況にある。
- また現下の人手不足状況の中で、必要な労働者を採用できないために、長時間労働の是正が困難になっている企業も見られる。

(※1 毎月勤労統計調査 ※2 就労条件総合調査の特別集計から作成)

#### さらなる改革に向けて

- このような中で、改革をさらに推進していくためには、人材確保と長時間労働の是正の好循環を生み出していくことが重要であるが、そのためには、「魅力ある職場づくり」とともに「生産性の向上」を図っていくことが不可欠である。
- 生産性の向上については、省力化投資、仕事のプロセスの見直し、労働者の職業能力の向上などさまざまな方法が考えられるが、それを実践しその効果を実現させていくためには、長時間労働を前提とした企業風土や職場慣行を見直しとともに、職場における労使一丸となった業務改善や創意工夫を進めることや、さまざまな支援策を企業に着実に届けてその活用を図ることが重要である。
- また、取引先との関係のために自社だけでは長時間労働の是正に限界がある業界においては、業界全体で意識の改革や商慣行の見直しにも踏み込んだ検討を進めていくことが重要である。
- 本協議会に参画する各機関においては、相互に密接に連携を図りつつ、以上のような問題意識を共有し、宮城県における働き方改革の推進のためになお一層の取組を進めていく。

### 【宮城働き方改革推進等政労使協議会】

宮城県 仙台市 一般社団法人宮城県経営者協会 宮城県中小企業団体中央会  
宮城県商工会議所連合会 宮城県商工会連合会 日本労働組合総連合会宮城県連合会  
株式会社七十七銀行 東北経済産業局 宮城労働局

# 魅力ある職場づくりモデル企業表彰

## 受賞企業：株式会社ユーメディア

○働き方改革を進め、魅力ある職場づくりに取り組む企業を宮城県知事及び宮城労働局長が連名で表彰する制度（本年度で3年目）。

※「平成30年度 宮城県における雇用の安定と定住促進協定」に基く表彰

○平成30年度は、全社的な取り組みを行う、株式会社ユーメディアを表彰（平成30年9月21日）。

（過去の受賞企業）

- ・平成28年度：株式会社藤崎
- ・平成29年度：株式会社一ノ蔵



## 表彰企業選定理由

### 魅力ある職場づくりモデル企業

#### 株式会社ユーメディア

所在地：仙台市若林区  
業種：広告・印刷業  
労働者数：135名

- 「新しい働き方委員会」を創設し、経営計画の目標に掲げて全社的な取組を行っている。
- さまざまな取組により、「全社年間平均時間外滞在時間」を3年間で6.7時間削減（平成28年度：29.9時間）、年次有給休暇の取得率69.8%の成果を挙げている。

1. 社内の働き方改革を経営目標に掲げて全社的な取り組みを実施していること  
「新しい働き方委員会」を平成27年に創設、下記の2部会により全社的な取組を行っている  
① ワンランク上を目指す『イクメン部会』で男性社員も含めたワークライフバランスのあり方を検討  
② 女性社員の活躍促進を目指す『BLEND部会』で女性社員の登用、活躍促進のための研修、業務推進体制、女性目線でのアイデア、女性の観点からみた事業開発・サービス提供などについて検討
2. 時間外労働時間の縮減に全社的に取り組んでおり、顕著な実績を上げていること  
① 『UM-19 宣言（イクメンの日）』として全社員が定時退社する日を月1日定め、職場の中で情報の共有を図り、確実に実行することとした  
② みなし労働時間適用労働者の長時間労働抑制のため、**21時全館消灯**としている  
③ 平成28年度において、「**全社年間平均時間外滞在時間**」を**29.9時間**とし、30時間未満の目標を達成した（平成26年度 36.6時間）
3. 年次有給休暇の取得に積極的に取り組んでいること  
『リフレッシュホリデー』『アニバーサリーホリデー』を申請させ、予定表で共有することにより、平成29年度の年次有給休暇取得日数は14日、取得率は69.8%となっている
4. 生産性向上の取り組みを行っていること  
**在宅勤務規定を整備**し、タブレットPCを配付することにより営業職の勤務効率化を図った「会議」の効率化を図るため、**立席方式による会議**による時間の短縮を行っている

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

## ～支援内容:事業主の方はこんな支援が受けられます～

### 1 企業の「働き方改革」を進めるため

社会保険労務士などの専門家が来所または訪問により事業主の方から労務管理や生産性向上に関するお悩みをお聞きします。その上で、事業主は、労働時間の短縮(36協定や就業規則の作成を含む)、非正規労働者の処遇改善の進め方、テレワークなど柔軟な働き方の導入、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などについて、**無料**でアドバイスを受けることができます。

### 2 企業の「労働生産性を向上」させるため

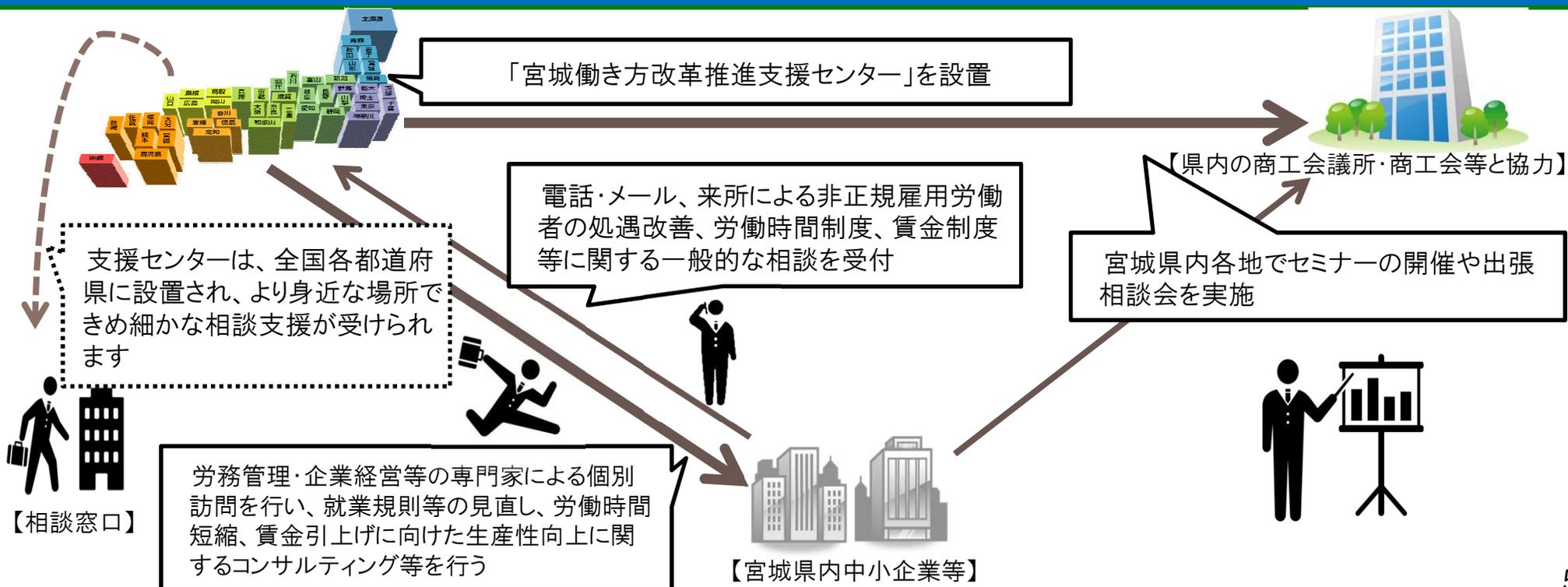
中小企業庁が宮城県商工会連合会に委託している「よろず支援拠点事業」と協力し、経営コンサルタント・中小企業診断士などの専門家によるアドバイスも受けられるよう連携します。

### 3 まずは、ご連絡を!

連絡先: 宮城働き方改革推進支援センター(☎0120-750-573)

所在地: 宮城県仙台市青葉区本町1-9-5五城ビル4階(宮城県社会保険労務士会内)

## 宮城働き方改革推進支援センターの設置



# 宮城働き方改革推進支援センターの開設

## ○宮城働き方改革推進支援センターの開設

(1) 業務開始日:平成30年5月7日(開設日:平成30年4月2日~準備期間)

(2) 受託者:宮城県社会保険労務士会

所在地:宮城県仙台市青葉区本町1-9-5五城ビル4階

電話:0120-750-573

事業主の皆さま

### 「宮城働き方改革推進支援センター」のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。  
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、  
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付  
【宮城働き方改革推進支援センター】

お問合せや  
ご相談は  
こちらまで

電話:0120-750-573  
メール:hatarakikata@miyagi-hatarakikata.com  
住所:仙台市青葉区本町1-9-5五城ビル4階  
(宮城県社会保険労務士会内)  
【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

▶ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。  
▶出張相談会・セミナーも開催しますのでご利用ください(要予約)。

働き方改革全般について、様々なご相談を無料で受け付けます

例えば、以下のような悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 長時間労働を是正したい
- 生産性を向上して従業員の処遇を改善したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の処遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか考えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、  
ご相談ください。

厚生労働省 宮城労働局





# 地域金融機関と宮城労働局による包括連携協定の締結 (平成30年7月31日協定締結式を開催)

「働き方改革関連法案」が第196回通常国会において、平成30年6月29日に可決・成立しました（平成30年7月6日公布）。

これを受け、宮城労働局では、平成31年4月1日から順次施行される「働き方改革関連法」の施行に向け、関係機関との一層の連携、各種イベント・様々な説明会等の開催、関係機関への機関紙等への掲載などを通じて県内事業者への周知・支援に努めています。

関係機関とより一層の連携を図るため、地域金融機関5行と宮城労働局との間で包括連携協定を締結しました。

連携協定を締結することにより次のような効果が期待できます。

## ○地域金融機関

地域経済の活性化を進める金融機関では働き方改革に関連した助成金を取引先顧客に紹介するなどにより、顧客先の生産性向上・収益性向上、働く環境の整備などによる人手不足の解消などに寄与することが期待できます。

## ○国（宮城労働局）

様々な知見やネットワークを有する地域の金融機関にご協力を戴くことにより、特に、地域の中小事業者の働く環境の整備に向けた一層の取組み促進が期待できます。

## ○宮城県内事業者・労働者

地域金融機関と行政の連携した取組により、より安心した取組みを推進することが期待できます。

# 金融機関と宮城労働局との包括連携協定（イメージ）

七十七銀行、仙台銀行、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合  
の地域金融機関 5 行が宮城労働局と連携協定を締結しました

## 主旨

- 働き方改革は、労働の質を高めることを通じて生産性の向上に寄与する一方、持続的な働き方改革を進めるためにも生産性の向上が必要となっています。
- 今般、宮城労働局と、地域企業に関する様々な知見やネットワークを有する地域の金融機関とが包括連携協定に基づき連携を開始することにより、金融機関が行う地域企業支援が一層充実するとともに、労働行政の企業支援策が効果的に活用されることを通じて、①地域企業の生産性向上の加速、②働き方改革の取組の円滑な推進が期待できます。

## 金融機関



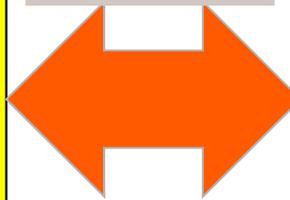
## 取組内容

## 宮城労働局



- ☆顧客セミナーなどにおける労働局が実施する施策の周知・PR
- ☆顧客事業主に対する働き方改革に関連する各種リーフレットの配布・店頭配架
- ☆顧客向けセミナーの労働局との共催
- ☆顧客から把握した働き方改革に関する相談内容の提供（助成金活用要望など）
- ☆働き方改革にかかる取組好事例の情報提供

## 包括連携協定



- ☆働き方改革関連法も含め施策の説明
- ☆労働関係助成金等の情報提供
- ☆情報提供を受けた企業に対する支援（助成金の活用・申請手続など）
- ☆顧客企業への宮城労働局「働き方・休み方改善コンサルタント」の派遣
- ☆顧客企業への「宮城働き方改革推進支援センター」の紹介
- ☆顧客向け及び金融機関職員向けセミナーの講師派遣

宮城県内企業の生産性向上と働き方改革の取組支援



# 地域金融機関と連携したセミナー等の開催例

【主催】 仙台銀行 厚生労働省 宮城労働局

## 中小企業のための『働き方改革』セミナー

— 「生産性向上」に向けた助成金・各種施策の活用 —

**中小企業が“すぐに対応するべき事”“すぐに取り組める事”を具体的に解説!!**

本年 6 月に働き方改革関連法が成立し、「働き方改革」や「生産性向上」に向けた取り組みは、人手不足への対応と併せて、中小企業でも早急に対応しなければならない課題となっています。本セミナーでは、働き方改革関連法の概要・ポイント、労働関係の各種助成金・施策を分かりやすく情報発信するとともに、中小企業がより具体的に活用できる対応策として、プロフェッショナル人材の活用、助成金・補助金・労務力向上計画の活用法等について説明する内容となっております。御社の「働き方改革」「生産性向上」の実現に向けて、是非この機会にご参加ください。

～ プログラム ～

### 第1部 「働き方改革」の概要と対応、各種助成金や施策について

講師：宮城労働局

- ・働き方改革関連法の概要
- ・各種助成金や施策の概要、活用事例
- ・労務力向上計画推進支援センターの案内等

仙台銀行と宮城労働局は、平成30年7月に「働き方改革に関する労務連携宣言」を締結し、当館内中小企業への「働き方改革」を推進しております。

### 第2部 プロフェッショナル人材戦略拠点の概要及び活用について

講師：宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点

- ・プロフェッショナル人材戦略拠点の取り組み、活用方法等

### 第3部 人口減少・採用難時代の到来 経営者が今こそ取り組むべき3つのこと

講師：株式会社フアンドエム 営業推進本部部長 相名 孝典 氏

- ・人が採れていない会社の共通点 ⇒ 求職者への働きかけのポイントとは？
  - ・働き方改革と労働トラブル事例 ⇒ 弊所で考える中小企業の取るべき対策とは？
  - ・区の特税を活用し利益を確保する方法 ⇒ 生産性向上のために何が必要か？2つの企画！
- ＜【趣が特選】 公的支援期間診断報告書の進呈

日時 平成30年10月17日(水) 13:30～17:00 (受付13:00)

会場 仙台銀行本店 9階講堂 (仙台市青葉区一番町2-1-1)

定員 70名【参加費無料】

申込方法 趣意の申込書にご記入のうえ、事務局にFAXにてお送りください。  
【申込期日】平成30年10月12日(金)

- ＜主催＞ 仙台銀行 宮城労働局
- ＜協力＞ 宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点 フアンドエム
- ＜後援＞ 宮城県 日本政策投資銀行

七十七銀行・日本政策投資銀行共同企画

## 女性活躍・起業応援 シンポジウム in SENDAI

七十七銀行の及び日本政策投資銀行は、卒業、起業を目指す女性や、次世代の女性経営者、企業内の女性リーダーなど、地域経済における女性活躍推進への機運醸成に向けたシンポジウムを開催いたします。

日時 2018年9/26(金) 18:00～20:00  
(受付開始 17:30)

会場 仙台市起業支援センター  
“アシ☆スタ”交流サロン

仙台市青葉区二丁目3番1号 AER7号

対象 起業を目指す女性(学生を含む)、女性起業家、次世代の女性経営者、企業内の女性リーダー等

開会挨拶 株式会社「一」銀行 社外取締役 奥上 恵美子

18:00～18:30 第1部

「DBJ女性新ビジネスプランコンペナビゲーション」  
ファイナリストによるプレゼンテーション

●株式会社オノテラス 代表取締役 高見 一美 氏

18:30～18:40 休憩

18:40～19:30 第2部

パネルディスカッション

- パネリスト:株式会社WAFAS 代表取締役 地 恵 氏  
特定非営利活動法人かすみ会 理事長 青野 里美 氏  
株式会社オノテラス 代表取締役 高見 一美 氏
- モデレーター:アソシエイト株式会社 取締役副社長 アノウンリー 須知 美 氏

19:30～20:00 各種情報提供・名刺交換会

定員30名  
参加無料

七十七銀行  
DBJ 日本政策投資銀行

共催: せんだい創業支援ネットワーク  
(事務局)  
155-8501 仙台市青葉区中央1-1-1  
155-8502 仙台市青葉区中央1-1-1  
155-8503 仙台市青葉区中央1-1-1

協賛: コーセーケイパル株式会社  
INTE-AQ東北インベシジョンズ  
後援: 宮城県、宮城労働局

# 働き方改革に係る最近のセミナー等開催状況

- ・ 8月31日(金)  
宮城県経営者協会人事労務担当役職者向けセミナー(仙台市)
- ・ 9月 7日(金)  
宮城県法人会連合会役職員研修会(仙台市)
- ・ 9月26日(水)  
宮城県商工会連合会商工会長セミナー(南三陸町)
- ・ 10月 3日(水)  
働き方改革推進に向けた説明会(大崎市)
- ・ 10月 4日(木)  
働き方改革セミナー(大和町)
- ・ 10月10日(水)  
働き方改革関連法説明会(気仙沼市)
- ・ 10月17日(水)  
中小企業の「働き方改革」セミナー(仙台市)
- ・ 10月18日(木)  
働き方改革関連法説明会(石巻市)
- ・ 10月22日(月)  
みやぎ働き方改革推進セミナー(仙台市)
- ・ 10月25日(木)  
自治体職員向けセミナー(仙台市)
- ・ 10月30日(火)  
建設業「働き方改革」トップセミナーin石巻(石巻市)

無料  
定員: 300名

主催

宮城労働局  
公益社団法人宮城労働基準協会  
宮城県社会保険労務士会(宮城働き方改革推進支援センター)

## みやぎ働き方改革推進セミナー開催

日時

2018年10月22日(月) 13:30-16:30

仙台国際センター 大会議室「橘」

特別  
講演

「働き方改革の方向性と課題」

講師: 東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎 氏

行政報告

「働き方改革関連法のポイント」

宮城労働局

事例発表

①「勤務間インターバル制度の導入を含めた働き方改革の取り組みについて」

東北電力株式会社

②「長時間労働の削減について」

株式会社ユーメディア

支援説明

「働き方改革のすすめ」

宮城働き方改革推進支援センター

申込

・ 下記申込書によりお申込ください

・ 申込締切日 10月12日(金)

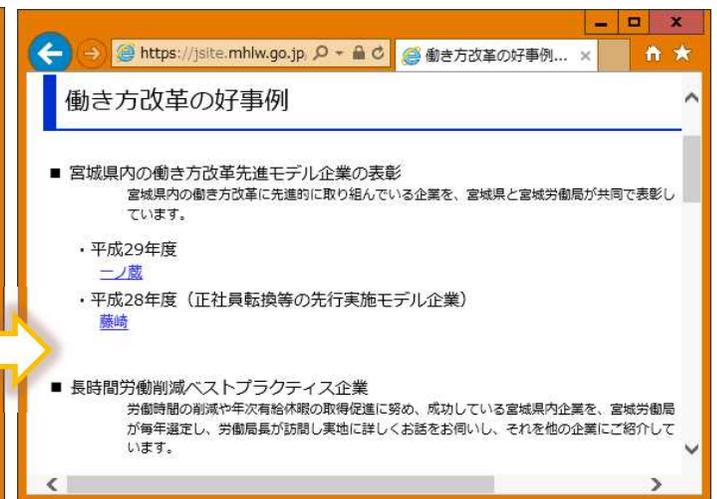
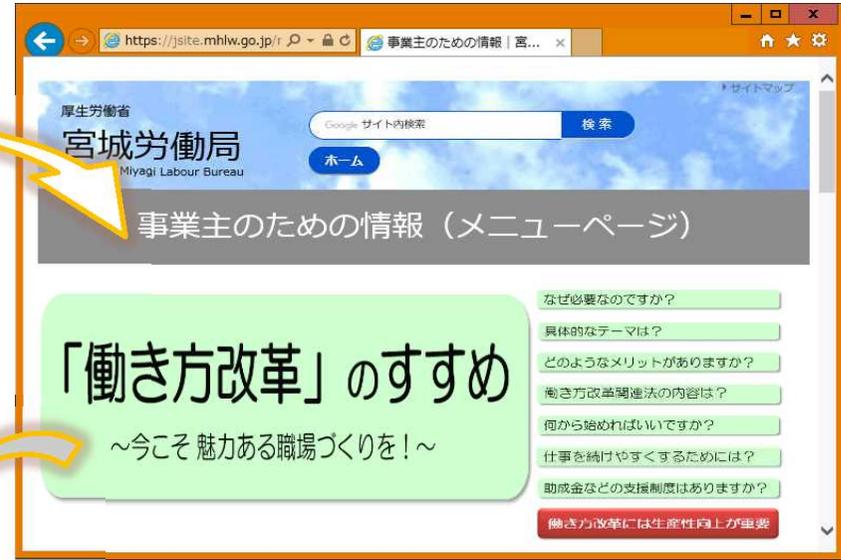
みやぎ働き方改革推進セミナー申込書

申込先: 公益社団法人宮城労働基準協会 会館 FAX: 022-265-4092

事業所名	(TEL )
所在地	(〒 )
役職名	氏名

12

# 宮城労働局ホームページにおける周知



宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



# メールマガジンによる発信

2018年8月16日発行（臨時号）

宮城労働局メールマガジン

7/30  
号

## 目次

1. みやぎ働き方改革推進セミナーへの参加をお願いします
2. 大崎地区で「働き方改革推進に向けた説明会」を追加開催。登米地区・栗原地区も引き続き申込受付中

1. みやぎ働き方改革推進セミナーへの参加をお願いします

6月29日に働き方改革関連法が成立し、平成31年4月から順次施行される予定となっています。

セミナーでは、東京大学の水町勇一郎教授をお迎えし、講演いただくとともに、働き方改革関連法の内容や具体的対応策の説明、実際の企業の取組事例の発表を行い、皆様がお知りになりたいことを分かりやすくお伝えします。

経営トップ、労働組合役員の方々をはじめ、多くの皆様からのご参加をお待ちしています。

日時：平成30年10月22日（月） 13:30～16:30

場所：仙台国際センター 大会議室「橘」

費用：無料

主催：宮城労働局、(公社)宮城労働基準協会、宮城県社会保険労務士会（宮城働き方改革推進支援センター）

## 1. 働き方改革関連法解説（第1回）

働き方改革関連法の内容については、既に宮城労働局ホームページにおいて、その内容をお伝えしておりますが、本メールマガジンでも今後何回かにわけてわかりやすくお伝えしていきたいと思っております。

そのまず第1回は「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置」についてです。

「雇用形態にかかわらず・・・」という抽象的でわかりにくいかもしれません。わかりやすく噛み砕いていうと、正社員とかパートとか有期雇用などの雇用形態はいろいろあるけれども、それぞれの労働者の待遇（労働条件など）は、その仕事の内容や責任の度合いなどに応じて、差別なく公正に定めなければいけない・・・という意味です。

いわゆる非正規雇用労働者と正社員が、仕事の内容や責任の度合いの点で同じである場合、待遇に差をつけるのは不合理であり、公正とはいえません。「均等」な待遇を確保しなければなりません。

また、両者で仕事の内容や責任の度合いが違う場合であっても、あまりにも両者に格差があるのもおかしいとえます。その場合、仕事の内容や責任の度合いに応じて「均衡」あるバランスのとれた待遇をするべきであるといえます。

非正規雇用労働者と正社員の均等・均衡待遇を確保すること。これが「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保のための措置」の内容です。

宮城労働局では、登録者に対して労働行政に関する最新の情報を、無料で提供しています。

（定期刊行月1回、臨時号随時）  
登録者数は平成30年10月31日時点で2,215名。現在も増加中です。

【登録ページ】

<https://mdh.fm/e?kN202Y9Nkj>



## 1. 働き方改革関連法解説（第2回）

8/31  
号

～時間外労働の上限規制～

労働時間は、変形労働時間制度の採用等を除き、1日8時間以内、1週40時間以内が原則で、企業が労働者にこれを超える残業を行わせる場合には、時間外労働に関する協定（通称「36協定」）を労使間で結び、監督署長あて届け出ることが必要です。

36協定を結ぶに当たっては、大臣告示に基づき、月45時間、年360時間といった上限を示し、これを超えないようお願いしています。

これまでは法律上の上限はありませんでしたが、改正後は法律で残業時間の上限が定められ、これを超える残業は行えないこととなります。

法律による残業時間の上限は、月45時間、年360時間であり、臨時的な特別な事情があって、労使が